

平成二十九年六月十三日受領  
答弁第三六七号

内閣衆質一九三第三六七号

平成二十九年六月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出国立美術館に展示されている著作権切れの絵画等の撮影に関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮崎岳志君提出国立美術館に展示されている著作権切れの絵画等の撮影に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「法律的な問題」の意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難である。また、お尋ねの「美術館」において「撮影を禁じられる理由」については、作品が劣化するおそれや、鑑賞者の迷惑になることが多かったこと等により、「美術館」における作品の撮影を認めない例があると承知している。

二及び三について

独立行政法人国立美術館における作品の撮影に関する取扱いについては、各国立美術館が定め、ホームページ等で公表しているものと承知している。また、お尋ねの独立行政法人国立美術館における作品の撮影の「原則自由化」については、各国立美術館が、個々の作品の状況等に応じて適切に判断すべきものであると考えている。